

インドネシア：新たな雇用創出法政府規則

ハラール認証、雇用及び水資源に関する実質的変更

概要

インドネシア政府は、2022年12月30日、雇用創出法に関する2022年法律第2号に代わる政府規則（以下、「雇用創出政府規則」）を公布した。これは、2020年に施行された当初の雇用創出法の制定手続に係る憲法裁判所の審査を受けて打ち出されたオムニバス法の第2弾である。1,117頁に及ぶ雇用創出政府規則は、ハラール認証、雇用、税制及び地方自治に関する実質的な変更、並びに水資源を含む他の分野に係るテクニカルな変更を含んでおり、当初の雇用創出法と双壁をなすものである。本稿においては、ハラール認証及び雇用に関する実質的な変更点、並びに水資源に関する変更点を取り上げる。

Contents

ハラール認証
雇用
水資源、河川の流路変更

ハラール認証

従前、インドネシア・ウラマー評議会（Majelis Ulama Indonesia：以下、「MUI」）及びその地方事務所が、ハラール認証発行手続における唯一の判断権者であったが、今後は、雇用創出政府規則公布後1年以内に設立される予定の「ハラール製品認証委員会（Komite Fatwa Produk Halal：以下、「KFPH」）」にも、製品のハラール性に関する同様の判断権限が付与されることとなる。

特に、KFPHには、(i) 小規模・零細企業の製品のハラール性をハラールファトワの規定に基づいて判断する権限、(ii) 小規模・零細ビジネス以外の製品のハラール性について、MUI又は地方MUIが所定の期間内（ハラール審査機関（Lembaga Pemeriksa Halal: 以下、「LPH」）から審査結果を受領後3営業日以内）に判断しない場合、ハラールファトワの規定に基づいてこれを判断する権限が与えられる。KFPHは、ウラマー及び学識経験者で構成され、宗教省に対して直接責任を負う。KFPHは、本政府規則の施行後遅くとも1年以内に設立される必要がある。KFPHが設立されるまでの間、政府は委員会の職務を遂行する。

雇用創出政府規則のその他の条項は、ハラール認証取得手続をより効率化するため、次のような合理化されたアプローチを採用している。

- ハラール審査官から最長15営業日以内に発行されたハラール製品審査・試験報告書を受領した後3営業日以内にMUI又はその地方事務所が認証書を発行できない場合、KFPHが2営業日以内に認証書を発行する。
- 小規模零細企業及び協同組合（koperasi）（以下、「小規模零細事業者」）は、最長10営業日のハラール製品審査終了後、1営業日以内にKFPHからハラール性判定を無料で取得することができる。従前は特に期限は定められていなかったが、今後は手続の所要期間が明確化されることとなった。その行政手続は、非小規模零細事業者のハラール証明書取得手続に比べると非常にシンプルである。小規模零細事業者は、ハラール製品保証機関（Badan Penyelenggara Jaminan Produk Halal：以下、「BPJPH」）が定めるハラール基準に基づき、ハラール製品の内容を宣言する上申書を提出するだけでよく、KFPHは、事業者の上申書のみを依拠してハラール認証を発行する。ただし、これは製品が高リスク製品ではなく、ハラールであることが確認された原料で製造されており、かつ製造工程がハラールかつシンプルであることが確認されていることが条件となる。
- ハラール認証は一度取得すれば足り、製品の構成物や製造工程に変更がない限り有効とされることとなった。従来は、BPJPHが発行するハラール認証の有効期間は4年間とされており、事業者は認証を更新する（有効期限の3ヶ月前までにBPJPHに申請する）必要があった。

- ハラール製品を監視するためのオンラインシステム又は統合電子サービスシステムを1年以内に確立する。この統合電子サービスは、ハラール認証手を担当するすべての関係当局（例えば、MUI本部、地方MUI、LPH、KFPH、BPJPH及びハラール製品保証アシスタント）を接続することになる。これは、許認可関連の手続を統一的な（そしてできればよりシンプルな）電子システムに統合するという政府のコミットメントの表れである。

雇用

雇用創出政府規則により行われた雇用関連の主な実質的変更には、以下のものが含まれる。

- アウトソーシング

企業は、業務委託契約（*perjanjian alih daya*）を書面で締結することにより、業務遂行の一部を他社に委託することができる。政府は、他社に委託できる業務遂行の範囲について政府規則で定めることになる。

これまで、雇用創出法では、外部委託できる企業活動について特に制限は設けられていなかった。雇用関係の事項を対象とする雇用創出法の施行規則である「**有期雇用契約、業務委託、労働時間及び休憩時間並びに雇用の終了に関する2021年第35号政府規則**」（以下、「**第35号規則**」）には、業務委託に関する規定はあるものの、他社に委託できる業務の範囲を具体的に制限するものではなかった。そのため、一定の要件（例えば、サービス提供者が法人であること、サービス提供者の従業員の雇用契約が書面で作成されていること、有期雇用契約において業務提供中にサービス提供者が変更された場合の従業員の権利保護を確認する一定の条項が定められていること等）を満たす限り、あらゆる企業活動を外部委託することが可能であると解釈する余地があった。

これに対し、雇用創出政府規則では、「業務遂行の一部」という文言を使用していることから、外部委託可能な企業活動を限定しているように見える。しかしながら、いかなる企業活動が「業務遂行の一部」に含まれるのか（又は含まれないのか）という点は依然として明確ではないため、この点については政府による政府規則の公布が待たれる。

雇用創出政府規則のうち上記ルールの施行に係る政府規則に関連して、**第35号規則**の改正が政府規則によって行われる可能性がある。もともと、本当にそれが実現するのか、また、新しい政府規則がどのように外部委託を規制するのか（特に、外部委託可能な企業の業務遂行の一部に関する要件）については、今後の展開に委ねられている状況である。新しい政府規則が公布されるまで、当面の間は、**第35号規則**に規定される外部委託の要件が引き続き適用されることとなる。

- 最低賃金について

雇用創出政府規則には、最低賃金に関する様々な条項の変更も含まれているが、かかる変更は雇用主に大きな影響を与えるものではない。一般論として、各州の知事が引き続き州の最低賃金を決定することとされており、雇用主は最低賃金規制を遵守することが求められる。

最低賃金に関連する注目すべき変更点の例としては、(i) 特定の市又は郡の最低賃金を計算した結果、州の最低賃金よりも高くなった場合にのみ、知事に当該市又は郡の最低賃金の決定権が与えられること、(ii) 新たな最低賃金の計算式の導入（最低賃金を決定するインドネシアの知事に関する変更点）、(iii) 一定の状況下では、最低賃金計算にあたって別の計算式を用いることを決定できる権限が政府に付与されることとなったこと等が挙げられる。

水資源、河川の流路変更

貯水池、ダム、池等の建設を可能にするため、利害関係者（民間企業を含む）は、政府の許可を得て河川の流路変更を行うことができる。適切な許可なく河川の流路変更を行うことは犯罪であり、故意犯では**3年以下の禁錮及び50億ルピア以下の罰金**、過失犯では**6か月以下の禁錮及び10億ルピア以下の罰金**が科せられる。河川の流路変更に必要な許可とされることは特に目新しい規制ではなく、過去には**1991年及び2011年**に公布された規則でも同様に規制されていた。また、水資源法は、許可の取得を懈怠した場合に課せられる制裁を規定しており、これは「**水源地における建設**」を行った場合に適用される雇用創出政府規則の犯罪規定と同様である。

雇用創出政府規則においては、その公布前に無許可で河川の流路を変更した者は、行政罰の対象となると定められている。雇用創出政府規則は、必要な許可を取得するために**3年間の猶予期間**を認めているように見えるが、それにもかかわらず、かかる行政罰が規定されている。なお、当該猶予期間内に許可を取得できなかった場合には、上述の刑事罰が適用される。

連絡先



Mita Djajadiredja
Senior Partner
Jakarta
mita.djajadiredja@bakermckenzie.com



Nadia Soraya
Partner
Jakarta
nadia.soraya@bakermckenzie.com



Cahyani Endahayu
Partner
Jakarta
cahyani.endahayu@bakermckenzie.com



Alvira Wahjosoedibjo
Associate Partner
Jakarta
alvira.wahjosoedibjo@bakermckenzie.com



Dyah Ayu Paramita
Associate Partner
Jakarta
dyahayu.paramita@bakermckenzie.com

日本語でのお問い合わせ



Seiji Tomimoto (富本 聖仁)
Partner
Singapore
seiji.tomimoto@bakermckenzie.com



Jun Hojung (ホジョンジュン)
Senior Associate
Singapore
hojung.jun@bakermckenzie.com



Masayoshi Kobayashi (小林正佳)
Associate
Tokyo
masayoshi.kobayashi@bakermckenzie.com



Yoko Inoue (井上 洋子)
Senior Client Manager
Singapore
yoko.inoue@bakermckenzie.com

© 2023 HHP Law Firm. All rights reserved. In accordance with a common terminology used in professional service organizations, reference to a "partner" means a person who is a partner, or equivalent in such a law firm. Similarly reference to an "office" means the office of any such law firm. This may qualify as 'Attorney Advertising' requiring notice in some jurisdictions. Prior results do not guarantee a similar outcome.

